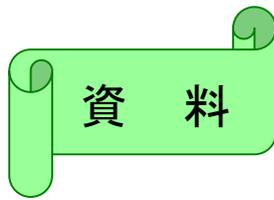


**介護保険制度における**

# **福祉用具購入の手引き**

令和 2 年 3 月

**浜田地区広域行政組合**



### 【受領委任払方式】

浜田地区広域行政組合介護保険福祉用具購入費に係る受領委任払実施要綱

介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録申請書（様式第1号）

介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録証（様式第2号）

介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録（変更・廃止等）届出書  
（様式第3号）

介護保険福祉用具購入費受領委任払支給申請書（様式第4号）

### 【償還払方式】

介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書

## 介護保険福祉用具購入費とは

要介護認定を受けている方が、できるだけ自宅で自立した生活を続けるために、入浴や排泄等の貸与になじまない福祉用具で厚生労働大臣の定める用具を購入したときは、日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り福祉用具購入費が支給されます。

この福祉用具購入費の支給限度基準額は同一年度で10万円です。(自己負担分を含み、負担額は介護保険負担割合証の負担割合により1割、2割または3割です。)

## 福祉用具購入費の支給について

### 1. 対象要件

次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 要介護認定及び要支援認定を受けており、認定有効期間内であること。
- (2) 被保険者が、実際に居住している住宅で使用すること。(入院・入所・一時外泊は不可)

#### 留意点

※ 入院中や施設入所中の方または介護認定申請中の方について

次の(1)(2)に該当する方は、退院(退所)後または認定後に、給付の対象となるので、手続きを行うことが可能となります。

- (1) 入院又は施設入所中で、退院(退所)後に自宅での生活を行うために事前に購入する場合
- (2) 要介護(支援)認定新規等申請中で、認定結果が通知される前に購入する必要がある場合。

ただし、退院(退所)できなくなった場合や、要介護(支援)認定が非該当となった場合は、給付の対象者となりませんのでご注意ください。

## 2. 支給限度額

対象となる支給限度基準額は、同一年度（4月からの1年間）で10万円です。このうち、支給の上限額は要介護状態区分にかかわらず、自己負担割合が1割の人は、残りの9割の費用が保険給付として支給されます。（負担割合は負担割合証により1割、2割または3割となります。）

また、同一年度内は身体の状態に合わせて福祉用具を限度額の範囲内で購入することができますが、以後の期間に同一種目の福祉用具を購入した場合は対象となりません。

したがって、初回に7万円の福祉用具を購入して保険給付を受けた場合は、その年度内は残りの3万円までの範囲で多種目の福祉用具を購入することができます。

なお、すでに購入した福祉用具の破損や、介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別な事情がある場合は、同一種目であっても対象となることがあるので、事前に相談してください。

## 3. 支給の対象となる福祉用具

福祉用具の支給対象となるのは、厚生労働大臣が定める特定福祉用具の種目であること、被保険者が居宅にて使用する特定福祉用具で指定特定福祉用具販売事業者から購入したものであること、日常生活の自立を助けるために必要と認められることが必要です。対象と認められる特定福祉用具は次のとおりです。

特定福祉用具の種目	内 容
腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む） ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）ただし、設置費用は対象外である。

自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。専用パット、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。	
入浴補助用具（入浴に際して座位を保持し、浴槽への出入りなどを補助する目的とする用具）	入浴用いす	座面の高さが概ね 35 センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
	浴槽用手すり	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
	浴槽内いす	浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
	入浴台	浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
	浴室内すのこ	浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
	浴槽内すのこ	浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
	入浴用介助ベルト	居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの	
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。	

※ 購入できる種目は原則として 1 回です。ただし、破損や介護の必要の程度が著しく高くなった場合などは支給が認められる場合がありますので、事前に相談してください。

## 4. 支給方法

福祉用具購入費の支給申請は、「償還払方式」と「受領委任払方式」のいずれかを選択して利用します。

支給方法	内 容
償還払方式	福祉用具購入の際、いったん費用の全額を特定（介護予防）福祉用具販売事業者を支払っていただき、福祉用具購入費支給申請書を提出し、自己負担分を除く保険給付分を保険者から利用者に支給する方式です。 （自己負担分は負担割合証の割合による）
受領委任払方式	福祉用具購入の際、自己負担分のみを特定（介護予防）福祉用具販売事業者を支払います。そして、残りの費用は福祉用具購入費支給申請書後に、保険者が販売事業者に保険給付分として支払う方式です。（自己負担分は負担割合証の割合による） この方式が利用できるのは、保険者に事業者登録されている事業者が行った福祉用具販売が対象となります。

※ 受領委任払方式を希望される場合は、事業者登録一覧表において登録状況を確認してください。

## 5. 申請に必要な書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。

償 還 払 方 式	受 領 委 任 払 方 式
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書</li> </ul> <添付書類> <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書の写し</li> <li>・納品書の写し（納品書の写しが添付できないときは、領収書へ納品日を記載）</li> <li>・カタログ、パンフレットの写し（メーカー名の分かるもの）</li> </ul> （注）入浴補助用具のうち、加工を伴うものについては、見積書・図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険福祉用具購入費受領委任払支給申請書</li> </ul> <添付書類> <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書の写し</li> <li>・納品書の写し（納品書の写しが添付できないときは、領収書へ納品日を記載）</li> <li>・カタログ、パンフレットの写し（メーカー名の分かるもの）</li> </ul> （注）入浴補助用具のうち、加工を伴うものについては、見積書・図面

### ○介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書

- ・償還払方式用の申請書です。
- ・全ての項目に記入してください。（個人番号の記載欄が追加されています。）
- ・申請者は、被保険者本人又は成年後見人となり、押印が必要です。成年後見人が申請者の場合は、証明書の添付が必要となります。
- ・「製造事業者名及び販売事業者名」欄には、福祉用具のメーカー名と、都道府県から指定を受けた事業者名を記入してください。
- ・個人番号の記載に伴い、申請の際には「代理権の確認」「番号確認」「代理人の本人確認」が必要となります。
- ・「購入日」欄は、領収書に記載された日付（領収日）を記入してください。納品日ではないのでご注意ください。

### ○介護保険福祉用具購入費受領委任払支給申請書

- ・受領委任払方式用の申請書です。
- ・全ての項目に記入してください。（個人番号の記載欄が追加されています。）
- ・申請者は、被保険者本人又は成年後見人となり、押印が必要です。成年後見人が申請者の場合は、証明書の添付が必要となります。
- ・受領委任払支給申請書の利用者負担額と委任払額は、購入した福祉用具についてそれぞれ計算をしていただき、利用者負担額と委任払額を記入してください。なお、利用者負担分は1円未満を切り上げ、事業者負担分は1円未満を切り捨てとして計算してください。
- ・利用者負担額は領収書作成日における負担割合証の割合で計算してください。
- ・「登録事業者名」「(受任者) 事業所名」欄には、都道府県から指定を受けた事業者名を記入してください。
- ・事業者については、すでに登録していただいていますので、押印は必要ありません。
- ・個人番号の記載に伴い、申請の際には「代理権の確認」「番号確認」「代理人の本人確認」が必要となります。
- ・「購入日」欄は、領収書に記載された日付（領収日）を記入してください。納品日ではないのでご注意ください。

### ○領収書

- ・領収日の入った被保険者本人（利用者）宛の領収書が必要です。
- ・受領委任払いの領収書には、利用者負担額の領収金額に加えて、福祉用具個々の額、委任払額の記載が必要です。
- ・利用者負担額は、領収書作成日における介護保険負担割合証による負担割合によって1割、2割または3割を計算します。

- ・それぞれの福祉用具について計算をしていただき、利用者負担額と委任払額を記入してください。なお、利用者負担分は1円未満を切り上げ、事業者負担分は1円未満を切り捨てとして計算してください。
- ・購入種目が多く記載できない場合は、明細を別添としてください。

## 6. 受領委任払事業者の登録

介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者については、保険者への登録が必要です。この登録は、随時受け付けていますので、従来の償還払方式に加えて受領委任払方式を行われる場合には、「介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録申請書」及び「福祉用具購入費受領委任払いの取扱いに関する誓約書」を提出していただき、販売前に登録番号を受けてください。

また、登録後において登録内容に変更等があった場合には、「介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録(変更・廃止等)届出書」の提出が必要です。

登録に当たっての事業所名は、都道府県から指定を受けた事業所名を記入してください。

## 7. 事前購入(入院、入所、認定申請中等)

介護保険の福祉用具購入は在宅であることを原則としていますが、現在は入院や入所等しているものの退院や退所するにあたり、事前に準備を必要とする場合があります。このようなときには、退院や退所後に支給申請書を提出してください。

同様に、新規や更新・区分変更認定申請中の場合についても、認定後、支給申請書を提出してください。

ただし、退院や退所できなかつたとき、認定が非該当となったなど介護保険の福祉用具購入での対応ができなくなつた場合は、全額自己負担となりますので、利用者および利用者家族への事前の説明を行ってください。

## 8. 給付制限を受けている場合

保険料の滞納があり、給付制限を受けている場合は、その期間中の負担割合は3割(介護保険負担割合証に3割と記載されている方は4割)となります。

# 申請手続きの流れ

## 1. 受領委任払いの事前手続き

受領委任払いの事業者登録について

受領委任払登録事業者として登録するための手続きを行います。

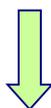
- 1 次の書類を浜田地区広域行政組合介護保険課へ提出してください。
  - ① 介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録申請書
  - ② 福祉用具購入費受領委任払いの取扱いに関する誓約書
- 2 申請内容の審査後、登録が適当と認める時は、福祉用具購入費受領委任払取扱登録事業者一覧表に掲載するとともに、申請事業者へ通知します。
  - ③ 介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録証
- 3 申請内容に変更等があったときは、次の書類を提出してください。
  - ④ 介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録(変更・廃止等)届出書

※ ① ② ④ の「事業所名称」は、都道府県から指定を受けた事業所名を記入してください。

※ ① の「指定特定福祉用具販売事業者番号」は、都道府県から指定を受けた事業者番号を記入してください。

## 2. 受領委任払方式の利用の場合

- ①福祉用具購入について、介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談します。  
※サービス利用が無く、ケアマネジャーがいない場合は被保険者本人が販売店で直接相談します。



②登録事業者一覧表から登録事業者を選び、福祉用具を購入します。

※受領委任払い登録事業者からの購入でないと、受領委任払いとならないので注意してください。



③購入費用を登録事業者に支払い、領収書を受け取ります。購入者氏名、購入年月日、金額の確認をしてください。

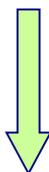
**【支払い金額について】**

支払いは購入費用のうち、利用者負担分を支払います。(必ず介護保険被保険者証及び負担割合証を確認してください。)

領収書には、購入費の内訳(購入費用、利用者負担額、事業者負担額)の記載が必要です。

※計算方法について

- ・利用者負担分は1円未満は切り上げ、事業者負担分は1円未満は切り捨てとして計算します。
- ・福祉用具を複数購入した場合は、単品でそれぞれの負担金額を計算してから、最後に利用者負担額・委任払額の合計を計算します。

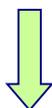


④浜田市役所、江津市役所、各支所又は浜田地区広域行政組合介護保険課に福祉用具購入費受領委任払支給申請書を提出します。

※提出書類

- ・領収書の写し
- ・納品書の写し(添付できないときは、領収書へ納品日を記載)
- ・その他(商品の詳細が分かるパンフレット等)

※ 注意) 代行の場合は必要書類を持参すること



⑤購入費用の事業者負担分が登録事業者に支払われます。(口座払い)

事業者負担分の支払い時期は、支給申請書を購入の翌月15日までに提出すると、月末に支払いが行われます。

(15日に組合に届くよう早めに市役所へ提出するか、組合まで持参してください。)

### 3. 償還払方式の利用の場合

- ①福祉用具購入について、介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談します。  
※サービス利用が無く、ケアマネジャーがいない場合は被保険者本人が販売店で直接相談します。



- ②指定特定福祉用具販売事業者から必要な福祉用具を購入します。



- ③購入費用を販売事業者に支払い、領収書を受け取ります。購入者氏名、購入年月日、金額、販売事業者名の記載を確認してください。



- ④浜田市役所、江津市役所、各支所又は浜田地区広域行政組合介護保険課に介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書を提出します。

※提出書類

- ・領収書の写し
- ・納品書の写し（添付できないときは、領収書へ納品日を記載）
- ・その他（商品の詳細が分かるパンフレット等）

※ 注意）代行の場合は必要書類を持参すること



- ⑤購入費用のうち、保険給付分が被保険者の指定した口座に支払われます。

支払い時期は、支給申請書を購入の翌月 15 日までに提出すると、月末に支払いが行われます。

（15 日までに組合に届くよう早めに市役所へ提出するか、組合まで持参してください。）